

# 家畜衛生だより

R6-29 令和6年11月 発行

置賜家畜保健衛生所  
置賜家畜衛生指導協会  
〒999-2232 南陽市三間通 444  
TEL 0238-43-3217  
FAX 0238-43-5249

## 北海道旭川市の採卵鶏農場で 高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜確認 (今シーズン国内8例目)

採卵鶏農場で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

確認日：令和6年11月12日

所在地：北海道旭川市（採卵鶏農場 約4.4万羽飼養）

経緯：11月11日、北海道は農場から死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施し、簡易検査陽性。  
11月12日、遺伝子検査で疑似患畜と確認。

今シーズンは、10月17日に北海道で本病が確認されて以来、短期間で8件報告されています。11月11日現在、野鳥では1道8県(北海道、福島県、新潟県、秋田県、滋賀県、徳島県、鹿児島県、福岡県、岩手県)、25件で本ウイルスが確認されており、全国的に警戒が必要な状況です。農場へのウイルス侵入を防ぐため、以下の対策を徹底しましょう。

### 1. 飼養衛生管理区域の防疫対策

- ・専用衣服と長靴の設置・着用を徹底し、交差汚染を防ぐ動線を確保する。
- ・各家きん舎に専用長靴を設置し、手指消毒を適切に実施する。
- ・従業員だけでなく、飼料運搬業者や家きんの導入・出荷業者など、農場に出入りする全ての事業者に対して防疫対策を徹底する。

### 2. 野鳥・野生動物の侵入防止

- ・家きん舎の点検を行い、破損や隙間を速やかに修繕し、開口部にカバーやシャッターを設置する。
- ・堆肥舎に防鳥ネットを設置し、餌こぼれや家きんの死体、廃棄卵を適切に処理して野生動物を誘引しない。
- ・家きん舎周辺を整理整頓し、野生動物の隠れ場所を作らない。

### 3. 農場周辺環境のウイルスリスク低減

- ・地域が一体となり、農場内外の水場の水抜きや防鳥ネット、忌避テープの設置を行い、野鳥の接近を防ぐ。
- ・野鳥を誘引する施設や環境を解消するために枝払い等を行う。
- ・野鳥への餌やりなどの行為を中止する。

**飼養鶏等に異常があった場合は家畜保健衛生所に早期通報願います！！**

平日の日中 0238-43-3217 夜間・休日 080-1840-0705